



Title	室町後期の「翁座」の動向：住吉社御田植神事の猿楽をめぐって
Author(s)	天野, 文雄
Citation	待兼山論叢. 美学篇. 1990, 24, p. 1-21
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48145
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

室町後期の「翁座」の動向

——住吉社御田植神事の猿楽をめぐって——

天野文雄

はじめに

明治維新まで存在していた能を演じる組織たる座は、形成以来、その性格や形態におおよそ次のような変化があったと考えられる。

① 鎌倉期―最長老たる長ながを統率者とする翁猿楽(式三番)上演のための組織で、これに演能にかかわる座衆が付属していた。

② 南北朝―室町後期―組織上は依然として長が統率者ではあるが、実際には演能の中心役者たる大夫が統率者で、座は実質的には演能のための組織であった。

③ 室町後期―江戸期―座が大夫を中心とする演能のための座(能座)と、長を中心とする翁猿楽のための座(翁座、年預ねひよの座)とに分裂し、両座は南都神事以外にはほとんど没交渉であった。

これを要するに、猿楽の主要芸が翁猿楽から能・狂言に移行するにともない、座内における長（および宿老座衆）と大夫（および演能にかかわる座衆）の地位が逆転し、両者は次第に遊離して、ついには能座と翁座という別個の組織として分立するに至る、ということになるであろう。もとより、これは大筋での把握にすぎず、細部においては曖昧な点も少なくない。資料が決定的に少ない鎌倉期はもちろんだが、とりわけその実態が不明瞭なのが、室町期の猿楽座における翁グループの動向である。これは室町期の猿楽座にかかわる資料がほとんど演能グループに関するものばかりであるためだが、そのために、室町期の猿楽座における演能グループと翁グループの関係（換言すれば両者の遊離の程度）がはなはだ把握しにくいのである。室町期の座において、演能グループと翁グループの関係がどのような状態であったかは、③のような両者の分立状況が室町後期のいつ頃に生まれたのかという問題とも深く関わるのだが、本稿では撰津住吉社の御田植神事の猿楽をとおして、希少な室町期の翁グループの動向を報告し、その上で上記のような問題についても考えてみることにする。

なお、「翁座」という語は、あたかも能座と翁座が完全に分立しているかのような印象を与える点で、室町期の猿楽座を論ずる際にはあまりふさわしくない語であるが、語としてのまとまりがよいので題目に用いた。意とするところは室町期の「翁グループ」の謂であり、以下では「翁座」の語はなるべく江戸期に限定して使用するつもりである。

一 住吉社御田植神事の猿楽座資料

中世の田植神事には呪師や田楽とともに猿楽が参勤することが多かったようであるが、そうした事例の主要例と

して現在知られているものに、撰津住吉社・山城賀茂社・同松尾社の田植神事がある。住吉社・賀茂社には法勝寺参勤の本座・新座・法成寺の三座が、松尾社には丹波の矢田座が参勤していた。田植神事への猿楽参勤の目的は、本来は《翁》に代表される呪術芸の奉仕にあったと考えられるが、もちろん娛樂芸としての能・狂言の上演も付随していた。そうした猿楽参勤の状況がもっとも長期にわたって具体的に知られるのが上記のうちの住吉社の田植神事であり、関連資料としては次の四点が存在する。

A 住吉太神宮諸神事次第

B 永正十六年御田植御神事式

C 天文八年御田植神事式

D 寛永十年神奴明定記

Aは『日本庶民文化史料集成』(第二卷)にも翻刻があつてよく知られている鎌倉末期頃成立になる、社家津守家による年中行事次第。田植神事はその四月の項に詳述されており、鎌倉・南北朝期の猿楽の参勤状況がかなり具体的に把握できる。BとCは永正十六年と天文八年の同社田植神事についてのほぼ同形式の記録。Bは伊藤正義氏から写真の提供を受けて知った新資料(金春家とかかわりがあった奈良の某寺で昭和二十九年頃に撮影の由。現在所在不明)で、写真を思借した当初はこれがどこの田植神事の記録であるかが分からなかったが、梅園惟朝著『住吉松葉大記』(元禄頃の成立)巻二十に収められたCに照合するに及んで、住吉社の田植神事たることが判明した。Bは金春家伝来の文書たる可能性が高いことと言ひ、室町後期の猿楽座の参勤状況を具体的に伝えることと言ひ、きわめて貴重な資料であるが、Cと対照させつつその全体を掲げると、以下の通りである(上段がB)。



御田植御神事式

田楽塔本次見參田楽御經所北妻戸前

一、御前

先殖女渡 次中奉行御判尻卷 末一人

次僧中奉行御判尻卷 末一人

次御幣参

次東田楽

次尻卷 本社三人

次亦御幣参

次西田楽

次亦尻卷 本社二人

次僧中一風流

次本田楽

次申楽風流付タリ狂言

次咒師

次翁面

次供奉人等渡御田棧敷

一、御田前次第

一番申楽ヲサ四人大鼓ニテ祝言

御田植神事式

田楽塔本次見參田楽御經所北妻戸前

一、御前

先殖女渡 次猿楽囃

次僧中奉行御判尻卷 末一人 兄部一人

次御幣参

次東田楽

次尻卷 本社二人 末社二人

次御幣参

次西田楽

次尻卷 本社二人 末社二人

次僧中一風流

次本田楽

次猿楽風流

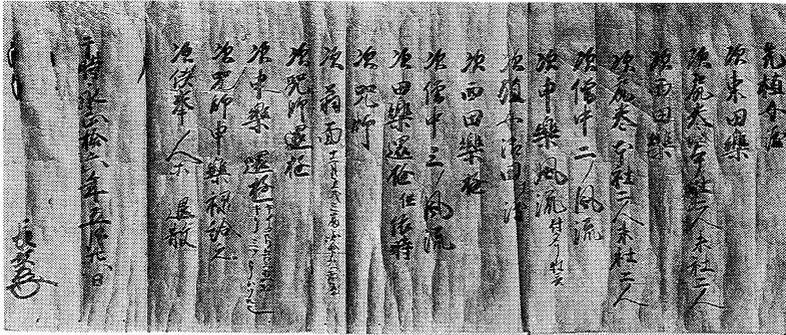
次咒師

次翁面

次供奉人等渡御田棧敷

一、御田次第

一番猿楽長四人太鼓にて祝言申



先殖女渡

次東田楽

次尻巻 本社二人末社二人

次西田楽

次尻巻 本社二人末社二人

次僧中二ノ風流

次申楽風流付タリ狂言

次殖女御田ヲ渡

次西田楽遊

次僧中三ノ風流

次田楽還遊 但依時

次咒師

次翁面十一月有式三番團命書者有

次咒師還遊

次申楽還遊カイコ弓矢之立相
キリ三ツニテハツル也

次咒師申楽祿給之

次供奉人等退散

干時永正拾六年五月廿八日

長乗〔花押〕

先殖女渡

次東田楽

次尻巻 本社二人末社二人

次西田楽

次尻巻 本社二人末社二人

次僧中二風流

次本田楽

次猿楽 風流

次殖女渡御田

次東西田楽遊

次僧中三風流

次田楽返遊 但依時

次咒師

次翁面

次咒師返遊

次猿楽返遊

次咒師猿楽等祿給也

次供奉人等退散

天文八年亥五月廿七日 快良書之

両者は形式・内容とも酷似しており、Bが住吉社の田植神事の次第であることは疑問の余地がない。BとCは記載事項もほとんど同じであるが、傍線を付した箇所のように、Bの方が猿楽の演目が具体的に注記されている点がいささか異なっている。Bの資料的価値はまさしくこの点に存するのである。Bはその具体的な演目を記した箇所が字体も墨色も他と異なり、明らかに別筆と認められるが、室町末期の住吉社田植神事資料たるDにもこの別筆箇所とほぼ同じ演目が記されているから、別筆・後補ではあるが、この箇所の記事は永正頃の住吉社田植神事の猿楽芸を具体的に伝える資料と評価しうるであろう。別筆箇所のうち、「キリ三ツニテハツル也」などは恒例の演目というより、例年とは異なるその年の演目を特記している印象が強く、神事をそう隔たらない頃の加筆なのではなからうか。加筆はすべて猿楽芸のことであり、加筆者は金春座内の人物の可能性が高い。Bの長乗、Cの快良は住吉社の社僧であろう。B、Cともに冒頭に田楽見参のことが特記されているが、これは田楽が僧中の沙汰で、B、Cの筆者が社僧だからであろう。Cの末尾には「右之会式雖不為執筆之役、為後亀書留者也」という付記がある。

Dは『住吉松葉大記』の田植神事を考証した項に貼紙の形で記されているもので、寛永十年の記録ではあるが、内容はそれより五十年前以前、つまり天正以前の住吉社田植神事参勤猿楽の芸態を伝える好資料で、それは次のごとくである。

寛永十年二月四日神奴明定記曰、堺南庄為_二他領_一以来、御田植之用途無_二神納_一故、猿楽近年不_レ参。當日役人亦退転了。五十年前者、廿七日夜猿楽参_二總官館_一、著到進_二奉行_一、役人員数覽_二總官_一。庭上設_二燎火_一、致_二試翁_一。二月往来種々唄物。總官賜_二酒肴_一、賞_レ之。當日於_二神殿御前_一、先懸_二猿楽風流_一。長四人著_二淨衣立烏帽子_一。自

余猿楽著^ニ半袴折烏帽子。手持^ニ竹葉、歌詠云、住吉乃岸能姬松乎經底春風毛波乃音毛千代乃声止拍子、此千代乃声止囃武。如^レ此唄。參^ニ御前、奏^ニ翁十二月往来・狂言等^一。於^ニ御田^一亦如^レ此。弓矢祝言、著^ニ狩衣^一若者舞也。長四人賜^レ絹、挂^レ肩退。至^ニ後朝、賜^ニ千鯛百廿枚・酒樽三荷。昔賜^ニ千鯛子二百枚^一云。

これによれば、猿楽は近年不参とあるから、長い歴史を有する住吉社の田植神事への猿楽参動は江戸初期には退転していたことが判明する。『住吉松葉大記』にみえる元禄頃の次第にも猿楽は参動していないし、『撰津名所凶会』（寛政六年序）などの地誌類にも猿楽には言及がない。住吉社田植神事の猿楽資料としてはおそらくDが最後の資料であろう。

なお、室町期の住吉社田植神事資料としては、『住吉松葉大記』卷二十の寺院部に収められた永禄・元亀頃の文書、それに文明十四年の神人方の注進状たる『年中神事勤役注進状』（『大阪府の歴史』1号に翻刻）、同じく文明十四年の戸燈帳方（戸方）の注進状たる『住吉大社戸燈帳方神事勤役注進状』（『大阪の歴史』3号に翻刻）などがあるが、それらはいずれも神事そのものではなく勤役の仕方などを記したものであり、参動の猿楽についてはまったく言及がない。現時点では上記の四点が住吉社田植神事の猿楽資料ということになるのである。

二 猿楽の参動状況と猿楽座の素姓

住吉社の田植神事は古くはとくに定まった日がなかったが、大永以降は五月二十八日に定着したという（『住吉松葉大記』による）。当日は〈神前の儀〉〈御田の儀〉〈帰遊〉からなり（場所はそれぞれ一神殿前、御田、総官館）、

それに前日の〈前日の儀〉と翌日の〈後朝〉(いずれも場所は総官館)とが前後に付随するというのが室町末期までの一貫した形態であった。猿楽はこれらすべての儀に関与しており、それぞれの儀における猿楽芸にもさほど大きな変動はなかった。それぞれの儀で猿楽がいかなる芸を演じたかを、上記の四種の資料についてみると、次のごとくである。

D	C	B	A	
翁(十二月往来) 唄物			遊	前日の儀
風流 歌 翁(十二月往来) 狂言	囀 風流 翁	囀 風流 狂言 翁	歌 風流 翁	神前の儀
風流 歌 翁(十二月往来) 狂言	祝言 風流 翁	祝言 風流 狂言 翁(十二月往来)	風流 歌	御田の儀
弓矢祝言	返遊	開口 弓矢立合 キリ	遊	帰遊
(賜録)			遊	後朝

〈前日の儀〉と〈後朝〉の猿楽芸については各資料にあまり記載がなく、実態がよく把握できないが、中心たる当日の猿楽芸はAとD間にさほど顕著な変動がない。また、〈神前の儀〉と〈御田の儀〉はほぼ同構成であり、住吉社の田植神事の猿楽はきわめて整然たる形で、室町末期まで比較的よく古態が保持されてきたと言ってよいであろう。

しかし、猿楽の参勤状況は一貫してはいたが、参勤の座には大きな変動があった。すなわち、Aによれば同田植

神事への参勤猿楽座は本座・新座・法成寺の三座であり、そのことは『風姿花伝』神儀篇にも記されているところであった。ところが、B、C、Dではいずれも長四人の参勤を伝えているのである。長は冒頭にも述べたように、古くは一座の統率者、室町期には翁グループの統率者であるが、長四人の参勤は、とりもなおさず四座の参勤を意味する。この三座から四座への変化については、すでに森末義彰氏「丹波猿楽考」(『歴史地理』昭和10・3、のち『中世芸能史論考』所収)に言及されるところで、同稿ではCに拠って鎌倉時代以来の三座の参勤権は天文頃には失われていたろうと推定している。室町中期における新座(榎並座)や法成寺座の活動状況をも勘案しての推定であり、すこし敷衍するならば、旧来の三座に新しく一座が加ったのではなく、三座とはまったく別の四座が参勤するようになったとの推定であるが、首肯すべき見解であろう。AとB以下は大筋では一貫性があるが、子細にみると、Aには、B以下にはある〈御田の儀〉の《翁》がなかったり、〈神前の儀〉〈御田の儀〉の狂言がなかったり、〈帰遊〉の開口・弓矢立合がなかったり、演じられる猿楽芸にいささか違いが認められることも、四座が旧来の三座とはまったく別の座たることの傍証となるであろう。以上の違いはAの省記による場合もあるかも知れないが、Aは全体的に猿楽をはじめ諸芸能をかなり丁寧に記載しており、上述のAとB以下の違いは動かないのではなからうか。ともあれ、Bの出現により、四座参勤の事実はいっそう補強され、確実な四座参勤の上限も二十年は引き上げられることになるわけである。

しからば、新しく参勤するようになったこの四座はいかなる座であったのであろうか。森末氏の論稿は丹波猿楽(当時はこの三座は丹波猿楽と理解されていた)の消長を論点としていることもあって、この問題にはまったく言及していないが、次のような理由からこの四座は大和猿楽ではないかと考えられる。

第一に、この時期において系統を同じくする猿楽で四座というのは大和猿楽と宇治猿楽くらいしか存在しないことがあげられる。そのうち宇治猿楽は文明頃には幸・藤松・守菊・梅松の四座が存在したが、それ以前はかならずしも四座ではなかったようであり（四座より少なかったらしい）、天文以降はその動静はほとんど不明である。幸座の流れを汲むらしい幸五郎次郎正能の伝書たる『幸正能口伝書』（慶長十八年奥書）には「山城宇治三座頭幸大夫五郎次郎正能」の署名があり、これによれば室町末期の宇治猿楽は三座であったと考えられる。すると、室町後末期において、同系で四座というのは大和猿楽しかないことになるのである。なお、神事猿楽には大和猿楽とか伊勢猿楽とかの同系統の座が参勤するのが普通である。Aの三座は厳密には同系統の猿楽座ではないが、鎌倉時代から法勝寺や賀茂社にもともに参勤しており（『風姿花伝』神儀）、同系猿楽なみの緊密な関係があった。新規の四座を同系統の座と考えるのも、そのためである。

第二に、B、C、Dに記された猿楽芸が大和猿楽固有の（と言ってもよいであろう）芸態と一致するものが少ないことがあげられる。すなわち、〈神前の儀〉や〈御田の儀〉の十二月つぎ往來の《翁》、〈帰遊〉の開口・弓矢立合がそれである。十二月往來は南都兩神事における《翁》の演式であり、開口・弓矢立合は若宮祭の松の下渡りの演目である。もっとも、十二月往來が大和猿楽固有の《翁》の演式であったかどうかは、大和猿楽以外の《翁》についての資料が僅少なため断定はできないが、少なくとも現時点では大和猿楽にしか知られていない演式なのである。延命冠者・父尉も資料上は大和猿楽にしか認められない演式だが、大和猿楽系ではないらしい播磨上鴨川住吉神社の《翁》などにも含まれるから、これはかなり普遍的な演式なのであろう。一方、開口・弓矢立合は大和猿楽との関連がより濃厚である。弓矢立合は世阿弥時代に作られたことが『申楽談儀』から知られる（最初から大和猿

樂の演目として成立した可能性が高い)が、この開口・弓矢立合という組み合わせは、若宮祭の松の下渡りにおける開口・弓矢立合とまったく同じ形態だからである。この点は住吉社の田植神事に参勤の四座が大和猿樂であることを示唆する最も有力な徴証と言いうるかと思う。

この四座を大和猿樂四座と考える際の難点は、各時代を通じて、住吉社と大和猿樂との関係を示す事象がほとんど存在しないことである。永正以降、毎年の田植神事に大和猿樂が参勤していたのなら、参勤にかかわる何らかの資料が残されているのが自然であろう。ところが、住吉社で大和猿樂のいずれかの座が能を興行したというような記録は皆無なのである。こうした資料上の制約がある以上、この四座を大和猿樂とするのは多分に状況証拠にもとづく推論にすぎないとも言えようが、しかし、Bが金春家伝来の史料に属するらしい点に留意すれば、これが大和猿樂四座の参勤であった可能性はきわめて高いと言えるし、これを演能を主体としない、大和猿樂四座の翁グループ主体の参勤と考えれば、上記のような不審は解消されるのではあるまいか。事実、長が参加しているから、この神事に翁グループが参加していたことは確実であり、しかもここでは能が演じられた形跡がなく、演目には《翁》をはじめとして祝禱的なものが多いのである。また、Dには《帰遊》のあと、長が綱を拝領したことが記されており、さらに翌日の《後日》には干鯛百二十枚と酒樽三荷の下給が記されているが、これも長が受け取ったのであろう。以上を勘案すると、これは長を中心とした翁グループ、あるいは翁グループ主体の参勤と断定して大過ないよう思う。翁グループ主体の参勤であれば、長年にわたる大和猿樂四座の参勤であっても、これが記録に留められなかったことはごく自然なこととして首肯されるのである。室町期における翁グループの動向を伝える資料が僅少であることは冒頭にも述べたところであり、翁グループが参加している南都両神事についても、その動向が記録される

ことは希なのである。

以上を総合してB以下の四座は大和猿楽の主として翁グループであろうと考えておきたい。南都両神事以外の大和猿楽の翁グループ主体の活動については『申楽談儀』第三十一段や禅竹の『明宿集』などからその一端を窺うことができるが、住吉社の田植神事において旧来の三座が大和猿楽に代わったのは、京都における演能の中心がこの三座から大和猿楽に移ったのと軌を一にしてもいる。なお、その交代の時期が永正以前のいつ頃かはよくわからない。《翁》の神聖さを総合的に説いた『明宿集』に住吉社の相撲会（九月十三日）への言及があるが、ここに田植神事への言及がないことは、いまだその頃には大和猿楽が参動していなかったことを示す微証となるかも知れない。三座が四座に代わった時期については、現時点ではこの程度の目安しかないのである。

三 住吉社田植神事における猿楽芸

住吉社の田植神事で演じられた猿楽芸は前項に掲げた一覧表のとおりであるが、この項ではそれらについて記載順に検討してみたい。その結果、前項で問題にした参動座の性格もおのづから浮かび上がるであろう。

【歌（囀・祝言）について】

「歌」は「囀」「祝言」とも呼ばれ、A～Dでは〈神前の儀〉と〈御田の儀〉の冒頭でうたわれている。Dの〈前日の儀〉の「唄物」も同一の芸と考えられる。Dによれば、この「歌」は「住吉の岸の姫松を（うた）経て……」というもので、いかにも「祝言」というにふさわしいが、C以前の「歌」もこれと同じであった可能性が高からう。B、C、

Dはこれを長四人の立合で歌うと明記する。Aは「歌」の担当者を明記していないが、長はAにも参勤しているから、Aの「歌」も長の担当と解してさしつかえあるまい。AやDから、長だけでなく他の役者が参加していることも判明する。そして、長は単に歌うだけではなく、Aに「三座猿楽長以下起座、向御田際、大鼓・木編持也、……殖女欲下田之時、打大鼓、歌唱也」(御田の儀)とあるように、太鼓や箏で囃しもしたようである。もっとも、楽器を太鼓と箏とするのはAだけで、B、Cでは太鼓のみ(しかも、そう明記するのは(御田の儀)のみ)であり、「歌」における楽器の種類や使用場所は時代によっていささか変動があったようである。Dには楽器については何も記していないが、B、Cと同様と考えてよいのではなからうか。

長によるこのような芸は他に例を聞かないもので、長の職能を考えるうえできわめて興味深い資料と言えよう。長が関与した芸には《翁》と方堅はなまたかがあり、いずれも呪術芸であるが、この「歌」も同様に呪術芸と考えてよいであろう。Dが掲げる「歌」は宣命体であるが、京大史学科閲覧室蔵『宇治旧記』に「香大夫勤之」としてみえる宇治離宮社の田植神事の謡物も宣命体であり、この種の謡物は宣命体で記される慣習があったらしい。この宣命体も「歌」の呪術的性格を示しているよう。なお、『能楽源流考』はこの『宇治旧記』の謡物を「翁式三番」として掲出している。これだと《翁》の中で謡われるかのように解されるが、『宇治旧記』にあたってみたところ、「翁式三番」とこの謡物は並記されているもののそれぞれ別項の扱いであり、住吉社田植神事と同様に独立の謡物たることが判明した。ともあれ、神前や御田でこうした祝言的な歌がうたわれるのは、それに五穀豊饒の呪術的効果が期待されているからで、それを長が担当している事実は長の職能の呪術性をよく示すものであろう。国立東京博物館蔵の『月次風俗図屏風』の田植図には黒と白の翁面をつけた二人が畔で田植を囃しているさまが描かれているが、これ

は明らかに住吉社田植神事の「歌」に該当する呪術芸としてよいであろう。この図は他に類例がなかったため、従来はやや不可解な図柄と受けとめられていたようであるが、住吉社田植神事の「歌」を参照するならば、十分ありうべき光景としてよいであろう。

また、Dによれば、「歌」の際の長の出立は白の浄衣であるという（続く《翁》も同装束）。この出立は室町期の南都神事における大和猿楽の長（あるいは翁グループ）の出立と同一であり、その後裔たる江戸期の年預の出立とも一致する。すくなくともB、Cも同様と考えられるが、Dは長の出立に関する資料として貴重である。

【風流・狂言について】

風流ふうりゅうは三の風流までの僧中風流と二の風流までの猿楽風流があり、〈神前の儀〉と〈御田の儀〉で演じられている。この形態はAからCまで一貫している（Dは歌を風流と呼んでいるらしい点が不審）。そして、Bには風流のあとに狂言を記載する。狂言についてはDにも言及されるから、Cが記さないのは省記であろう。一方、詳細な次第たるAが狂言に言及しないのは演じられていなかったためである公算が強い。そもそも、劇としての「狂言」という呼称の初見は観応三年（一三五二）であり、鎌倉末期頃には狂言がどの程度にまで形を整えていたかもはなはだ曖昧なのである。

さて、狂言については内容は説明不要であろうが、風流の実態はよく分からない。狂言と並演されている点を考慮すると、能である可能性も浮かぶが、Dをみても能が上演された形跡はない。風流は文字どおり風流（綺羅をつくした歌舞・仮装）なのではあるまいか。江戸時代まで残っていた僧中の風流が、鬼面・紙鎧姿の社僧が暴れまわ

ったり、二手に分かれた武者による合戦である（『住吉松葉大記』による）のも、その傍証となるかも知れない。能の展開期たるこの時期にあって、狂言と並演されている風流が能にとって代られていないのは、この神事の演目が鎌倉時代以来の伝統をかなり忠実にふまえていることの表われと理解することもできるだろう。また、狂言役者が参加していたことも注意しておきたいことである。

【《翁》について】

《翁》は〈神前の儀〉〈御田の儀〉および〈前日の儀〉（Dのみ）で演じられている。《翁》のシテはAのみ長たることを記すが、B以下でも当然長の所役であろう。そして、Bでは〈御田の儀〉の《翁》が延命冠者と十二月往来の演式であることを別筆で注記する。単に延命冠者とだけ記されるが、もちろん父尉と延命冠者の謂であろう。Dでは十二月往来の演式であることだけが記されている。Aの《翁》の演式がどうであったのか、Bは〈神前の儀〉も〈御田の儀〉と同じであったのか、Dは父尉・延命冠者の演式であったのかどうか、等々の点が明らかではないが、すくなくともB以降の《翁》は父尉・延命冠者と十二月往来を併せた演式と考えてよいのではあるまいか。というのは、大和猿楽の翁グループによる南都両神事の《翁》はほとんどがこの演式で演じられていたからである。千歳・翁・三番叟・延命冠者・父尉で構成されるのが《翁》の古形であり、世阿弥時代に延命冠者・父尉が脱落して、これが演能グループの《翁》となり、古形は翁グループの《翁》として残ったのであるが、以後、演能グループは古形を演ずることなく、翁グループは新形を演ずることなく幕末に至っている。そうした経緯からは、長が演じている《翁》が延命冠者・父尉のない新形であることはきわめて考えにくい。住吉社田植神事の《翁》は四人の

長の立合であるから、立合の演式たる十二月往来で演じられるのが自然であり、Bの〈神前の儀〉やCがそう記さないのは略記であろう。換言すれば、延命冠者・父尉、十二月往来という演式の存在自体、この参勤座が翁グループ主体の座であったことを示唆しているわけである。

なお、多武峰をも含む南都神事の《翁》以外で延命冠者・父尉、十二月往来の演式が具体的に認められるのは、現時点ではこの住吉社田植神事だけである。これらの演式が南都神事以外の場でも演じられていた事実が《翁》研究にとってもそれなりの意義を持つことは言うまでもない。

【開口・弓矢立合について】

開口かいこと弓矢立合ゆみやのたちあひはBによれば、〈帰遊〉の冒頭に演じられている。この組み合わせが若宮祭の松の下渡りにおける猿楽芸と同じであることはすでに述べた。若宮祭では開口はワキ方の、弓矢立合は大夫クラスの役者の担当であったが、住吉社の場合はDに「弓矢祝言、著狩衣、若者舞也」とある。演者と出立についてはBも同様と考えて大過あるまい。ともに長が関与していないらしい点も注意されよう。Aには開口と弓矢立合への言及がないが、弓矢立合は世阿弥時代の成立であるから、Aの時代には開口も弓矢立合も演じられていなかったと考えられる。この点もAとB以下とでは参勤の座がまったく別であることの傍証である。

【キリについて】

キリはBにおいて〈帰遊〉の開口・弓矢立合のあとに演じられている。これはBだけに記された演目で、そこに

は「三ツニテハツル也」とある。Aの「遊」が一応これに対応する演目であろう。現在キリと言えば、それは能の終曲部の十句程度の小段のことであるが、ここはそのキリではあるまい。キリなる用例は天文頃、『証如上人日記』や『言継卿記』あたりからみえてくるが、それらから判断すると、室町後期のキリは一曲の後半だけの半能のことと考えられる。たとえば、『能の留帳』慶長七年七月二十八日条は虎屋弥兵衛宅の能で、武士衆の所望をうけた少進の対応を「当麻の前・弥兵衛いたし候、後をいたすべきとて、切をいたし候」と記しているが、これなどはキリがすなわち後場たることを明快に示している用例であろう。つまり、Bの「キリ三ツニテハツル也」は、半能を三番演じた^レの謂なのである。もっとも、キリの上演が恒常的なものであったかどうかは、いささか疑問である。Dに上演の形跡がないことと、前述のように「キリ三ツニテハツル也」という記述がなくその年だけの臨時の上演らしき印象を与えるからである。〈帰遊〉であるから演目が固定されている必要もさほどなかったろう。ともあれ、ここでは住吉社の田植神事参勤の猿楽が半能を演じていたことを確認しておきたい。

四 室町後期の「翁座」の実態

室町期の猿楽座内における翁グループと演能グループの関係については、すでに表章氏の「大和猿楽の『長』の性格の変遷」(『能楽研究』2(4号))に精細な考察がある。冒頭に示した猿楽座の変遷過程もほとんど同稿の成果をふまえたものであるが、長と一般座衆との関係を論じた同稿第四節の三「長の性格の変遷」の所論を、翁グループと演能グループの関係という観点から要約すると、両者は室町初期からすでに遊離の兆候があったが、その後も徐々に遊離の度を深め、永正頃にはその度合は相当に進んでいた^レということになるかと思う。座の長老が就任

していた長から、座衆から蔑視さえされるような江戸期の長（権守）への変質がいつ頃起きたのか（冒頭の変遷過程の②から③への移行の時期）が表稿の論点の一つで、同稿ではその時期を永正頃かと想定しているのである。永正頃とするのは永正五年の御社上りの《翁》で金春座か宝生座の長が着座の場所をまちがえて神官から注意されている事実（『春日社司祐称記』。江戸期の年預の性格に通底）などに基づいている。以上は乏しい資料をもとにしての可能なかぎりの推定であり、室町後期における翁グループと演能グループの関係（その遊離の状況）についての現在の到達点であるが、住吉社の田植神事資料たるBとDはちょうど室町後期のものであり、これまでみてきた翁グループ主体と認められる四座の動向はこの問題を考える恰好の材料となる。

さて、住吉社の田植神事では《翁》や「歌」、それに弓矢立合といった呪術的、祝言的な芸能とともに、風流、狂言、能のキリといった遊樂的な芸能が演じられていた。翁グループ主体の参勤であるから、《翁》や「歌」の上演は当然だが、注目されるのは、狂言や能のキリが演じられていることである。江戸期の年預は南都神事でも各地の「翁場」でも、《翁》以外の芸には関与していなかったから、住吉社田植神事におけるこれら遊樂的な芸能の存在は、翁グループ主体ではあるが、ここに参勤の座がすくなくとも江戸期年預の「翁座」とは同質ではないことを示している。問題は狂言やキリを演じた役者の素姓で、それが《翁》や「歌」に参加した役者であれば、この翁グループの役者たちは能・狂言を演じうるほどの技量を保持していたことになるし、別の役者であれば、ここには翁グループとともに演能グループの役者が参加していた可能性も出てくるであろう（もっとも、後者の場合、狂言やキリの演者が《翁》や「歌」には参加していないなくても、ただちにそれが演能グループの役者の所演とは言えない）。狂言やキリの演者については、結局これ以上のことは現存資料からはわからない。そもそも、この場合、翁グルー

ブと演能グループとをそう截然と分けて考えることが妥当かどうか自体が問題なのだが、この翁グループ主体の座が能・狂言という遊楽芸や演能グループの役者とときわめて緊密な関係を有していることは確かであろう。Dでは〈帰遊〉の折に長が絹を賜わっているが、これなどは長が遊楽芸および遊楽芸を演じる役者の統括者であることをよく示しているのであって、資料BとDはそのような状況が天正頃まで続いていたことを告げているのである（天正頃のDにはキリは記されないが、狂言は明記）。

住吉社田植神事参勤座に認められる以上のような性格は室町後期における南都神事の長および翁グループの実態を推定するのに有力な材料となる。この四座が前項での推定のとおり大和猿楽であるならば、以上のような住吉社参勤猿楽の実態がそのまま大和猿楽の翁グループの実態ということになるが、そう考えてよいのではないだろうか。ここで想起されるのが、表章氏の前掲論稿で論じられている明応年間の薪猿楽での宝生座の長の実態で、ここでは宝生座の長が大夫の代理を務め、能を演じているのである（『大乘院寺社雑事記』明応四年〔一四九五〕二月の条）。この頃までは座内の有力役者が就任していた長が、永正五年（一五〇八）頃には座内の地位も芸力も低い長に変質していた（変質しかかっていた）のではないかというのが表稿の推定であるが、変質はあったにせよ、上にみた住吉社田植神事の参勤座の実態は、永正以後も大和猿楽の長や翁グループが能・狂言とまったく無縁になったわけではないことを示唆している。能・狂言とはまったく無縁になった江戸期の翁座はすくなくとも天正頃にはいまだ出現していない（江戸期におけるような翁座と能座の分立状況はいまだ出現していない）ことになるのである。

ところで、江戸期の翁座を形成していた「権守」と「年預」という名称の初出は『幸正能口伝書』である。同書の記事はおそくとも天正頃の南都両神事の実態を伝えるもので、実際にはさらに遡る可能性があると考えられている（表

稿)。『幸正能口伝書』にみえるこの権守・年預の名称は、それだけでただちに江戸期的な翁座と能座の分立状況を意味するかにみえるが、そうではないらしいことも以上の考察からほぼ明らかであろう。次第に去が低下していたにせよ、能・狂言とのかかわりを保持していた翁グループが江戸期のような翁座に変質するのは、四座の演能グループが家康没後に江戸詰となり、翁グループとの交流が極端に少なくなつてから、と考えるのが穏当であろう。

五 余 論

世阿弥時代の大和猿楽の翁グループについては『申楽談儀』と『明宿集』に関連記事があることはすでに述べたが、翁グループの室町後期における南都神事以外の動向を窺わせる記事が『幸正能口伝書』にある。すなわち、

一、諸国の在所に神事能御座候に、父の尉ト云事あり。延命くわじやと云物あり。父のぜうたゝぬさぎにまふて、父の尉に礼をしてのく。延命くわじや哥ひに、

とあつて、以下に延命冠者・父尉の詞章と型付、それに鼓の打ち方が続く。著者の幸正能は金春座の小鼓役者として天正〱慶長頃の南都神事に参勤しているが、この「諸国の在所」は南都以外の神事と考えてよからう。そうした諸国の在所では演能グループが演じなくなつて久しい延命冠者・父尉のある古形の《翁》がなお演じられていることを正能は書き留めているのであるが、鼓の打ち方まで記録されているところを見ると、これは大和猿楽の翁グループが演じた《翁》で、それに正能が小鼓方として参加していたことを示すものと解することもできよう。もっとも、この父尉の詞章は江戸後期の年預の詞章とはかなり異なっており、右のように断定するにはなお他に傍証が必

要ではあるが、かりにそう解釈してよいとすると、これもまた室町後期における翁グループ・演能グループ未分化を示す一例ということになるのである。

—このような解釈の余地が生じたのも、住吉社田植神事参勤猿楽の実態がある程度明らかになったからで、今後は既知の資料の再検討によっても室町後期における翁グループと演能グループ未分化の諸相の発掘が期待できるのではなからうか。

(文学部助教授)

〔付記〕伊藤正義氏から『永正十六年御田植御神事式』の恩借に与ったのは昭和五十九年のことで、神事猿楽についての拙稿が機縁であった。当時はこれが猿楽座の変遷に資する資料になるとはまったく考えていなかったが、平成元年の中世文学研究会（九月、関西大学）や芸能史研究会東京例会（十二月、早稲田大学）での研究発表を経て、本稿のような形にまとめることができた。貴重な資料を提供された伊藤正義氏に改めて感謝申しあげる。

〔参考〕
資料Bの別筆箇所

